

北海道旅客鉄道株式会社 公告第 18 号

◎旅客営業規則の一部改正について（施行日：平成 31 年 4 月 1 日）

旅客営業規則（昭和 62 年 4 月北海道旅客鉄道株式会社公告第 1 号）の一部を次のように改正し、平成 31 年 4 月 1 日乗車となるものから施行する。

平成 30 年 12 月 27 日

北海道旅客鉄道株式会社
代表取締役社長
島田 修

第 307 条第 1 項第 2 号を第 3 号にあらため、以下 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に、次を加える。

(2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）

同条第 2 項中「手回り品中に危険品を収納している疑があるときは」を「手回り品中に危険品又は前項ただし書第 2 号の規定による物品を収納している疑があるときは」に改める。

第 312 条第 1 項第 1 号中「第 307 条第 1 項ただし書第 1 号から第 5 号」を「第 307 条第 1 項ただし書第 1 号から第 6 号」に改める。

第 313 条第 1 項中「第 307 条第 1 項ただし書第 1 号から第 5 号」を「第 307 条第 1 項ただし書第 1 号から第 6 号」に改める。